

## 第101期

## 定時株主総会

## 報告書（電子提供措置事項記載書面）

事業報告	1
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

 住友金属鉱山株式会社

証券コード：5713

本書面に記載のない以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項に基づき、招集ご通知1頁に記載の当社ウェブサイトおよび株式会社東京証券取引所のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載していません。

- ・事業報告の「主要な事業内容等」、「主要な営業所および工場等」、「従業員の状況」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」および「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、本書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類の内容は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の当社グループの業績は、銅および金などの平均価格が前期を上回ったことや為替変動の影響等により、連結売上高は前期に比べて増加しました。連結税引前当期利益は、コテ金鉱山（カナダ）や国内のニッケル工場などにおける順調な操業に加え、銅および金などの非鉄金属価格の上昇により、減損損失の影響を受けた前期に比べ増加しました。その結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期に比べて増加しました。

当期の経済環境等は以下のとおりです。

### 世界経済の概況

米国は関税政策の影響による個人消費の抑制や雇用の悪化傾向が見られたものの、AI関連投資の下支えにより景気は緩やかに拡大しました。欧州は物価の安定や実質賃金の上昇を背景に内需が回復傾向となり、成長を維持しました。また、中国では不動産市況の低迷や景気刺激策の効果一巡により、成長は力強さを欠きました。世界経済全体としては、成長を概ね維持しました。

### 当社グループを取り巻く環境

非鉄金属業界	銅価格は期を通して上昇基調で推移し、平均価格は前期を上回る ニッケル価格は供給過多により期の大半は前期に比べ低水準で推移。その後インドネシアの政策を背景として価格が上昇したものの、通期の平均価格は前期を下回る 金価格は上昇基調を維持し、平均価格は前期を大幅に上回る
材料関連業界	車載用電池材料の需要の伸長は、前期に比べ更に緩やかになる 電子部品向け部材の需要は、データセンター向けなどが市場を牽引し、緩やかな回復傾向

※期中米ドル平均レート 当期：1ドル=150.78円 前期：1ドル=152.58円

連結売上高



1兆7,415億86百万円

前期比9.3%増

連結税引前当期利益



2,556億80百万円

前期比714.7%増

親会社の所有者に  
帰属する当期利益



1,762億90百万円

前期比969.3%増

## 資源セグメント

非鉄金属資源の探査、開発、生産および販売

売上高

**3,025億77百万円** 前期比  
43.6%増

セグメント利益

**1,678億31百万円** 前期比  
64.8%増

菱刈鉱山（鹿児島県）は、順調な操業を継続しました。モレンシー銅鉱山（米国）の生産量は前期並みとなりました。セロ・ベルデ銅鉱山（ペルー）の生産量は、給鉱品位の低下などにより前期を下回りました。また、ケブラダ・ブランカ銅鉱山（チリ）の生産量は、尾鉱堆積場の処理能力に一時的に制約が生じたことにより前期を下回りました。コテ金鉱山の生産量は順調な操業により計画を上回りました。

セグメント利益は、銅や金などの非鉄金属価格の上昇に加え、コテ金鉱山の順調な操業などにより、前期を上回りました。

（注）セロ・ベルデ鉱山社およびケブラダ・ブランカ鉱山社は持分法適用会社のため、売上高に含まれていませんが、セグメント利益には含まれています。

## 製錬セグメント

銅、ニッケル、フェロニッケル、金、銀等の製錬および販売

売上高

**1兆3,500億58百万円** 前期比  
9.7%増

セグメント利益

**915億93百万円** 前期比  
—

電気銅の生産量および販売量は前期を下回りましたが、電気ニッケルおよびフェロニッケルの生産量および販売量はともに前期を上回りました。

ニッケルの中間原料を製造しているコーラルベイニッケル社（フィリピン）の生産量は前期を若干下回りました。同じくニッケルの中間原料を製造しているタガニートHPALニッケル社（フィリピン）の生産量は、前期を上回りました。

セグメント損益は、銅の買鉱条件が悪化したものの、金などの非鉄金属価格が上昇したことなどにより、海外ニッケル製錬子会社における減損損失の影響を受けた前期に比べ、上回りました。

## 材料セグメント

電池材料ならびに粉体材料および結晶材料などの機能性材料の製造および販売

売上高

**2,845億9百万円** 前期比  
4.0%減

セグメント利益

**152億90百万円** 前期比  
—

セグメント損益は、通信デバイス向け部材等の増益もあり、電池材料における減損損失の影響を受けた前期に比べ、上回りました。

◎ 各セグメントの売上高、損益には、セグメント間の取引が含まれています。

◎ 連結売上高の数値は、セグメント間の取引を消去した外部売上高の合計です。

## (2) 財産および利益の状況の推移

国際会計基準 (IFRS)

区 分		第98期 2022年度	第99期 2023年度	第100期 2024年度	第101期 2025年度
売上高	(百万円)	1,422,989	1,445,388	1,593,348	1,741,586
税引前当期利益	(百万円)	229,910	95,795	31,383	255,680
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	160,585	58,601	16,487	176,290
基本的1株当たり当期利益	(円)	584.44	213.28	59.99	649.55
資産合計	(百万円)	2,707,899	3,027,714	3,068,622	3,559,006
資本合計	(百万円)	1,789,296	1,973,380	2,049,386	2,291,998

## (3) セグメント別の販売、生産の状況

### ① セグメント別販売実績

報告セグメント等	前期 (2024年度)		当期 (2025年度)	
	百万円	%	百万円	%
資源	210,716	13.2	302,577	17.4
製錬	1,230,694	77.2	1,350,058	77.5
材料	296,513	18.6	284,509	16.3
その他	11,164	0.7	10,972	0.6
調整額	△155,739	△9.7	△206,530	△11.8
計	1,593,348	100.0	1,741,586	100.0

(注) セグメント間の販売額を各セグメントの販売実績額に含めて表示し、調整額で消去しています。

### ② 主要製品生産量 (当社)

製品	単位	前期	当期	対前期 増 減	報告セグメント
		(2024年度)	(2025年度)		
銅	t	442,960	412,591	% △6.9	製錬
金	kg	18,709	14,261	△23.8	//
電気ニッケル	t	60,108	66,155	10.1	//
フェロニッケル	t	3,317	4,800	44.7	//
金銀鉱	t	141,142	147,581	4.6	資源

(注) 1. 生産量には、受委託分を含めて表示しています。  
2. フェロニッケルは、ニッケル換算量により表示しています。

#### (4) 資金調達および設備投資の状況

##### ① 資金調達の状況

当期は、第37回普通社債の発行および銀行借入により資金調達を行いました。当期末借入金残高（社債を含む。）は前期に比べ1,035億13百万円増加し、6,638億16百万円となりました。

##### ② 設備投資の状況

当期は、総額1,374億90百万円の設備投資を実施しました。当期に実施した設備投資は、資源セグメントにおけるウィヌ銅・金プロジェクト（オーストラリア）に係る権益の取得や、材料セグメントにおけるSiC（シリコンカーバイド）基板の8インチ量産ラインおよび二次電池用正極材の増強投資ならびに電池研究所第2開発棟の建設などです。

#### (5) 重要な企業再編等の状況

当社は、2025年4月1日付で完全子会社である株式会社サイコックスを吸収合併しております。

## (6) 対処すべき課題および今後の見通し

世界経済は、中東情勢などの地政学的リスクの長期化や不動産不況による中国経済の低迷、米国の関税政策をはじめとする国際的な貿易摩擦や金融市場の調整に伴う各国・地域におけるインフレの再燃リスクなど、様々な要因によって影響を受けることが懸念されています。

銅の需給は、新規の銅製錬所の稼働や生産能力の増強で供給が増える一方、グローバルサプライチェーンの混乱などに伴う不確実性が需要の伸長を鈍らせ、供給過多が見込まれます。ニッケルの需給は、緩やかな需要増の一方、供給もインドネシアを中心に拡大が続く見通しです。ただし、同国の鉱石供給規制など増産には制約があり、足元の供給過多は次第に改善すると見込まれます。

材料事業の関連業界では、車載用電池材料の需要は、足元では一部の国や地域で成長鈍化がみられますが、引き続き拡大が予想されます。また、データセンター向け電池材料の需要の増加も見込まれます。電子部品市場は、生成AI等の先端技術の普及に伴い、成長が見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは「中期経営計画2027」を着実に実行し、企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

なお、中東情勢や米国の関税政策・環境政策の見直しなど、世界経済の状況は流動的であり、当社の事業も影響を受ける可能性があるため、引き続き注視してまいります。

## 〈長期ビジョン〉

### 「世界の非鉄リーダー」を目指す

当社は、目指す「世界の非鉄リーダー」を次のように定義しています。

- ・資源権益やメタル生産量においてグローバルでの存在感（＝世界のTop5に入るメタル）がある。
- ・資源メジャーでも容易に模倣できない、卓越した技術や独自のビジネスモデルを有している。
- ・持続的成長を実現し、安定して一定規模の利益をあげている。
- ・SDGs等の社会課題に積極的に取り組んでいる。
- ・従業員がいきいきと働いている。

## 〈ターゲット〉

ニッケル 年間生産量15万 t

銅 権益分年間生産量30万 t

金 優良権益獲得による鉱山オペレーションへの新規参画

材料 ポートフォリオ経営による税引前当期利益250億円/年の実現

親会社の所有者に帰属する当期利益 1,500億円/年

## 〈中期経営計画2027〉

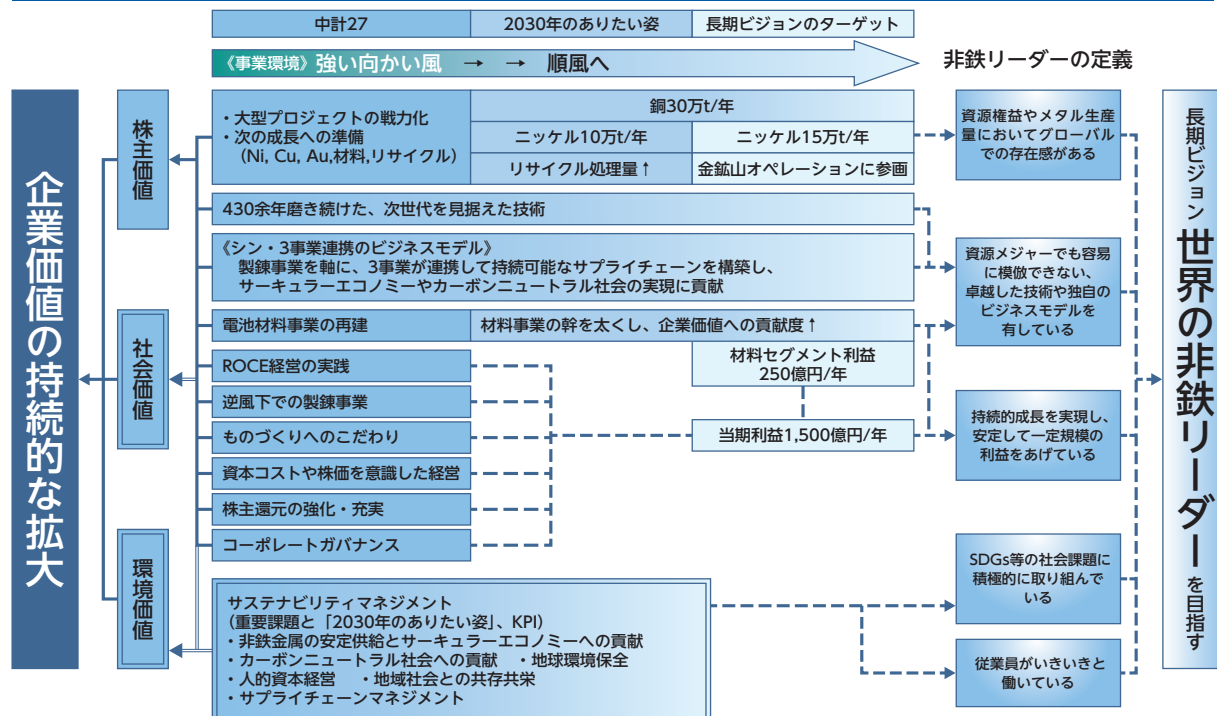
2025年5月に策定・公表した「中期経営計画2027」（以下「中計27」という。）では、本中計期間（2025～2027年度）を、「長期ビジョンに掲げる『世界の非鉄リーダー』実現にむけた正念場」かつ、「『ものづくり力』を高めて収益力を取り戻し、企業価値を持続的に向上していく基盤を再構築」していく期間として位置付けておりました。

足元の事業環境については、中計27の策定当初に想定していた「強い向かい風」は若干緩まったものの、将来の不確実性は高まっており、本中計期間が長期ビジョン実現にむけた正念場であることに変わりはありません。

こうした状況のなか、当社グループは足元の課題克服と並行して中計27で掲げた戦略を確実に推進し、企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

なお、当社グループの中長期計画の全体像は、以下のとおりです。

### 中長期計画の全体像



## 〈各セグメントにおける今後の取り組み〉

「長期ビジョン」の実現と「中計27」の達成に向け、当社グループの各セグメントにおいて以下の施策を進めてまいります。

### 資源セグメント

ケブラダ・ブランカ銅鉱山は、操業の安定化に加え、さらなる生産効率の向上に取り組んでまいります。

菱刈鉱山については、平均品位での採掘を行い、貴重な資源を長期にわたり余すところなく活用する方針のもと、2026年度は3.5トン（金量）の生産を計画しております。2025年に本格的な操業を開始したコテ金鉱山についても、引き続き安定的な操業に努めてまいります。

ウィヌ銅・金プロジェクトについては、ジョイントベンチャーのパートナーとフィージビリティスタディ（事業化調査）を進めてまいります。

また将来の持続的成長にむけた鉱源確保についても、環太平洋地域を中心に引き続き進めてまいります。



ケブラダ・ブランカ銅鉱山（チリ）



コテ金鉱山（カナダ）

## 製錬セグメント

銅事業では、歴史的低水準での買鉱条件の推移が見込まれていますが、銅製錬は当社サプライチェーンの要であるという位置づけに変わりはありません。引き続き、銅リサイクル原料処理を強化していくなど「ものづくり力」および技術力を高め、競争力強化を図ります。

ニッケル事業では、カルグーリー・ニッケル・プロジェクト グリーンガリーハブ（オーストラリア）について、開発の意思決定に向けて基本設計を行ってまいります。また、株式会社日向製錬所（宮崎県）では、ニッケルマット（ニッケル中間原料）の生産設備を2027年度の完工に向け新設し、当社ニッケル事業全体のサプライチェーンを強化いたします。

東予工場（愛媛県）およびニッケル工場（愛媛県）で建設中のリチウムイオン二次電池リサイクルプラントは、2026年度に完工を予定しており、立ち上げを行ってまいります。

## 材料セグメント

電池材料事業では、製品の品種切替えに伴う設備改善の必要性により、当社ニッケル系正極材の販売量の減少を見込んでおり、新品種に対応した生産体制へ速やかに移行してまいります。また、全固体電池用正極材の開発など、次世代技術への取り組みも進めてまいります。

機能性材料事業では、AI関連での需要が引き続き見込まれることから、高度情報通信機器の基幹部品であるファラデーローテータをはじめとする各種製品の販売拡大を図ってまいります。また、近赤外線吸収材料の展開領域を素材テクノロジーブランド「SOLAMENT<sup>®</sup>」によりさらに拡大するほか、パワー半導体分野で使用される貼り合せSiC（シリコンカーバイド）基板の本格販売を進めてまいります。



建設中のリチウムイオン二次電池リサイクルプラント  
（東予工場（愛媛県））



近赤外線吸収材料「SOLAMENT<sup>®</sup>」活用例  
（農業用ビニールハウスの遮熱ネットに使用）

## ＜サステナビリティに関する取り組み＞

住友の事業精神に「自利利他公私一如」という言葉があります。これは「住友の事業は、住友自身を利すると共に、国家を利し、かつ社会を利するものでなければならない」との精神を示しており、今日の社会で求められる「サステナビリティ経営」に通じるものです。また、こうした事業姿勢は、当社が長期ビジョンに掲げる「世界の非鉄リーダー」を実現する上でも必要不可欠です。当社グループは、最大の強みである「ものづくり力」を活かして2025年3月に新たに掲げた6項目の重要課題に取り組むことで、持続可能な社会に貢献することを目指します。また、その取り組みが当社グループの企業価値向上につながると考えています。

重要課題およびこれに基づく当社グループにおける主な取り組み内容は、以下のとおりです。

### 重要課題

1. 非鉄金属の安定供給と  
サーキュラーエコノミーへの貢献

2. カーボンニュートラル社会への貢献

3. 地球環境保全

4. 人的資本経営

5. 地域社会との共存共栄

6. サプライチェーンマネジメント

### カーボンニュートラル社会への貢献

#### GHG排出量の削減

当社グループは、2050年のカーボンニュートラル実現に向けてロードマップを策定し、2030年度の削減目標を設定して取り組んでいます。具体的には省エネ活動や燃料転換の取り組み、脱炭素化に向けた技術開発や設備投資を推進しています。そのほか、低炭素製錬技術などの革新的な製錬プロセスへの転換にも取り組んでいます。さらに2020年9月からICP（インターナルカーボンプライシング：社内炭素価格）を設定し、GHG削減効果を投資効果に反映させています。

2025年度はスコープ3の現状を把握して優先的に削減すべき箇所を特定し、2030年度の削減目標の設定に取り組みました。

## 低炭素貢献製品の開発

2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向け、当社グループではGHG排出削減に貢献する製品を低炭素貢献製品と位置付け、これらの開発や事業拡大による社会全体のGHG排出削減への貢献を最重要視しています。具体的には電気自動車（EV）に搭載される次世代リチウムイオン電池の全固体電池用正極材や、水素社会において水素を製造する際に欠かせない水素製造触媒材料などの開発に取り組んでいます。

## 地球環境保全

当社は国際金属・鉱業評議会（ICMM）の会員企業として、同評議会の方針に基づき、適切な水資源管理・地域社会との共生・サプライチェーン管理など様々な取り組みを実施しています。

当社グループが取り組む事業は、周辺地域へ及ぼす影響が非常に大きく、地域社会から信頼を得ることが事業継続の大前提となっています。旧別子銅山（愛媛県）では明治期から植林を行うなど、事業を通じて「地球および社会と共存する」という精神は住友の先人たちから脈々と受け継がれています。

2025年4月には、当社グループの自然に関する取り組みの指針となる「住友金属鉱山グループ 自然に関する方針」を策定しました。同方針はICMMのネイチャー・ポジション・ステートメントに整合しております。

## サプライチェーンマネジメント

当社の東予工場は2025年11月にThe Copper Mark認証を取得しました。

同認証は、銅産業における責任ある生産活動を環境・社会・ガバナンス（ESG）の観点で保証する国際的な枠組みです。東予工場の取り組みがESGに関し国際的に高い基準を満たしていることが客観的に評価され、認証取得に至りました。



株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理、低レベル放射性廃棄物の保管管理および施設の廃止措置に向けた準備のための諸施策を進めており、当社は、今後も同社の取り組みへの支援を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 重要な子会社および関連会社等の状況

### ① 子会社

名称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Sumitomo Metal Mining America Inc. (住友金属鉱山アメリカ社)	米ドル 600	100.0	探鉱調査、南北アメリカ等の 資源事業統括
Sumitomo Metal Mining Arizona, Inc. (住友金属鉱山アリゾナ社)	米ドル 800	80.0 (80.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
SMM Morenci Inc. (エス・エム・エム モレンシー社)	米ドル 10,000	100.0 (100.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
SMM GOLD COTE INC. (エス・エム・エム ゴールド コテ社)	千米ドル 650,000	100.0	金の生産、販売
Sumitomo Metal Mining Oceania Pty Ltd (住友金属鉱山オセアニア社)	千豪ドル 43,000	100.0 (89.0)	銅精鉱の生産、販売および 非鉄鉱物資源の探鉱調査
株式会社日向製錬所	百万円 1,080	70.2	フェロニッケルの製造
Coral Bay Nickel Corporation (コーラルベイニッケル社)	千米ドル 10,569	100.0	ニッケル原料の製造、販売
Taganito HPAL Nickel Corporation (タガニートHPALニッケル社)	千米ドル 91,000	75.0	ニッケル原料の製造、販売
大口電子株式会社	百万円 1,000	100.0	機能性材料の製造
株式会社伸光製作所	百万円 738	100.0	プリント配線板の製造、販売
株式会社ジェー・シー・オー	百万円 10	100.0	—

- (注) 1. 議決権比率欄 ( ) 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。  
2. 株式会社ジェー・シー・オーは、施設の維持管理および低レベル放射性廃棄物の保管管理のほか、施設の廃止措置に向けた準備のため、施設の解体や除染等を推進するための諸施策を進めています。

## ② 関連会社等

名 称	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
Compania Contractual Minera Candelaria (カンデラリア鉱山社)	千米ドル 105,860	20.0 (20.0)	銅精鉱の生産、販売
Sociedad Minera Cerro Verde S.A.A. (セロ・ベルデ鉱山社)	千米ドル 990,659	21.0 (21.0)	銅および銅精鉱の生産、販売
Quebrada Blanca Holdings SpA (ケブラダ・ブランカ ホールディングス社)	千米ドル 3,829,514	33.3 (33.3)	ケブラダ・ブランカ銅鉱山の の権益保有
三井住友金属鉱山伸銅株式会社	百万円 4,250	50.0	伸銅品の製造、販売
FIGESBAL SA (フィゲスバル社)	千太平洋フラン 456,852	32.0 (0.0)	ニッケル鉱石の採鉱および 小売卸売業
Nickel Asia Corporation (ニッケルアジア社)	千フィリピンペソ 6,999,974	25.9 (25.9)	ニッケル鉱山業
エヌ・イー ケムキャット株式会社	百万円 3,424	50.0	貴金属触媒等の製造、販売

(注) 議決権比率欄 ( ) 内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しています。

連結子会社は上記の重要な子会社11社を含む50社であり、持分法適用会社は上記の重要な関連会社等7社を含む13社です。

(8) 主要な借入先および借入額 (2026年3月31日現在)

借入会社	借入先名	借入金残高
当社		百万円
	株式会社国際協力銀行	120,724
	シンジケートローン	103,371
	株式会社三井住友銀行	45,099
	三井住友信託銀行株式会社	26,989
	農林中央金庫	16,227
	株式会社三菱UFJ銀行	11,128
	株式会社みずほ銀行	9,129
タガニートHPALニッケル社	株式会社三井住友銀行	19,966
	株式会社みずほ銀行	12,771
	株式会社三菱UFJ銀行	2,399
住友金属鉱山アメリカ社	株式会社国際協力銀行	46,355

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事、三井住友信託銀行株式会社を共同主幹事とする協調融資、株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資および三井住友信託銀行株式会社を主幹事とする協調融資によるものです。

## 2 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
- (2) 発行済株式総数 290,814,015株
- (3) 株主数 116,743名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	46,584,000	17.22
株式会社日本コストディ銀行 (信託口)	16,768,450	6.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	11,547,827	4.27
トヨタ自動車株式会社	11,058,000	4.09
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	8,433,586	3.12
住友生命保険相互会社	3,737,000	1.38
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,574,696	1.32
日本生命保険相互会社	3,109,932	1.15
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	2,606,304	0.96
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	2,518,035	0.93

- (注) 1. 当社は、自己株式20,264,282株を保有しています。  
2. 持株比率は、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しています。

## (5) その他株式に関する重要な事項

2025年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、以下のとおり実施しました。

取得した株式の総数	4,466,100株
取得した株式の種類	当社普通株式
取得価額の総額	14,999,778,700円
取得期間	2025年5月13日から2025年8月26日
取得方法	取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け

## 3 新株予約権等に関する事項 (その他新株予約権等に関する重要な事項)

該当ございません。

## 4 役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
* 取締役会長	野崎 明	
* 取締役社長	松本 伸弘	
取締役	竹林 優	
取締役	吉田 浩	
☆ ※ 取締役	石井 妙子	太田・石井法律事務所弁護士 株式会社DTS社外取締役 監査等委員 大日本印刷株式会社社外監査役 株式会社ふるさとサービス社外監査役
☆ ※ 取締役	木下 学	アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役 株式会社明電舎社外取締役
☆ ※ 取締役	竹内 光二	
☆ ※ 取締役	サワキ ニコラ ミシェール	
常任監査役(常勤)	野沢 剛志	
監査役(常勤)	松下 博彦	
★ ※ 監査役	若松 昭司	若松公認会計士事務所公認会計士・税理士
★ ※ 監査役	家田 嗣也	

- (注) 1. \*印は、代表取締役です。  
 2. ☆印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 3. ★印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 4. ※印は、株式会社東京証券取引所の規定に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届け出ている役員です。  
 5. 監査役若松昭司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。  
 7. 取締役社長松本伸弘氏が当社との間で締結している補償契約の概要については、招集ご通知10頁をご参照ください。

## (2) 執行役員の氏名等（2026年3月31日現在）

当社では、執行役員が業務執行にあたる執行役員制度をとっています。執行役員の氏名、地位および担当は、以下のとおりです。

地位	氏名	担当
* 社長	松本 伸弘	
* 常務執行役員	吉田 浩	経営企画部長、法務部・DX推進部・監査部担当
* 常務執行役員	竹林 優	金属事業本部長
常務執行役員	岡本 秀征	資源事業本部長
常務執行役員	元木 徹	技術本部長
常務執行役員	佐藤 眞一	機能性材料事業本部長
執行役員	川田 宗一	電池材料事業本部長
執行役員	丹羽 祐輔	電池材料事業本部副本部長
執行役員	坂本 和昭	工務本部長
執行役員	服部 靖匡	金属事業本部副本部長
執行役員	狭川 義弘	資源事業本部副本部長
執行役員	矢野 三保子	人事部長、秘書室・資材部・情報システム部担当
執行役員	萩原 崇弘	サステナビリティ推進部長、総務部・広報IR部・大阪支社担当
執行役員	北崎 徹	技術本部副本部長
執行役員	原 健二	工務本部副本部長
執行役員	岡野 幸紀	電池材料事業本部副本部長
執行役員	西原 覚	別子事業所長
執行役員	川中 一哲	安全環境部長、品質保証部担当
執行役員	三宅 泰弘	経理部長
執行役員	津田 研一	資源事業本部副本部長

(注) 1. \*印は、取締役を兼務している執行役員です。

2. 第100期定時株主総会の終結の日の翌日以降に担当に変更があった執行役員は次のとおりです。

氏名	変更前		変更後		変更日
	地位	担当	地位	担当	
服部靖匡	執行役員	技術本部副本部長	執行役員	金属事業本部副本部長	2025年9月1日
北崎 徹	執行役員	金属事業本部副本部長	執行役員	技術本部副本部長	2025年9月1日

### (3) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況は以下のとおりです。

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	石井 妙子	<p>当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席しました。弁護士としての経験を背景に、人事制度やコンプライアンス、法的リスク管理および健康経営の考え方等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期開催のガバナンス委員会7回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。</p>
社外取締役	木下 学	<p>当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席しました。経営者としての経験を背景に、従業員のエンゲージメント向上およびDXへの取り組み等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会7回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。</p>
社外取締役	竹内 光二	<p>当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席しました。会社経営および研究開発の知見を背景に、材料事業の戦略および研究開発体制等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、当期開催のガバナンス委員会7回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。</p>

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	サワキ ニコラ ミシエール	取締役就任後、当期開催の取締役会11回（定時9回、臨時2回）の全てに出席しました。国内外の監査法人における経験と財務・会計に関する知見を背景に、財務戦略および投資家への情報開示等に関して意見を表明し、チェック機能を発揮するとともに、意思決定の質を高め、ひいては企業価値の向上に寄与しています。また、ガバナンス委員会の委員として、在任中開催のガバナンス委員会5回の全てに出席し、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定ならびに当社におけるコーポレートガバナンスに関して助言することにより、監督機能を発揮しています。
社外監査役	若松 昭司	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会19回の全てに出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、公認会計士としての専門知識と経験に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、内部統制の強化および社内の情報共有の在り方等について意見を表明しています。
社外監査役	家田 嗣也	当期開催の取締役会16回（定時12回、臨時4回）の全てに出席し、また当期開催の監査役会19回の全てに出席しました。常勤の監査役と十分な連携を行いながら、金融機関における経験と会社経営に関する知見に基づき、実効的な監査を行っています。また、グループ会社を含む各拠点に往査に赴くほか、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性および妥当性を踏まえ、事業ポートフォリオ管理およびROCE経営の推進等に関する意見を表明しています。

## 5 従業員の報酬に関する事項

### (1) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	基本報酬等			役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬(基本報酬・賞与)	非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)	
取締役(社外取締役を除く)	411百万円	207百万円	184百万円	20百万円	5名
監査役(社外監査役を除く)	70百万円	70百万円	—	—	3名
社外取締役	56百万円	56百万円	—	—	4名
社外監査役	25百万円	25百万円	—	—	2名

- (注)1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、第101期定時株主総会において決議いただく予定の取締役賞与183百万円を含んでいます。
2. 取締役(社外取締役を除く)の員数には、2025年6月26日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。
3. 監査役(社外監査役を除く)の員数には、2025年6月26日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。
4. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)の金額は、第101期定時株主総会終結後に付与する予定の当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権の支給見込額を記載しています。譲渡制限付株式報酬は、第101期定時株主総会の第5号議案(取締役賞与支給の件)が承認可決されることを条件に支給する予定です。

### (2) 株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において、月額40百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2025年6月26日開催の第100期定時株主総会において、取締役の譲渡制限付株式報酬の額として年額30百万円以内、普通株式の総数を年1.5万株以内(ただし、代表権のない取締役会長および社外取締役を除く。)と決議いただいています。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。

監査役の報酬額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において、月額9百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

#### ① 方針の決定方法

当社は、2025年6月17日開催の取締役会および2026年5月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(以下「報酬決定方針」とい

います。)の一部改定を決議し、株式報酬に係る定めを追加するとともに、ESGに関する指標を導入する旨の改定を行っています。当該取締役会の決議に先立ち、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役からなるガバナンス委員会の助言を得ています。

## ② 方針の内容の概要

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに経営基盤の強化、維持に資するインセンティブとして十分機能するよう、当社の事業構造を踏まえ、中長期の目標達成のためにモチベーションが上がるよう設計した、業績と連動した報酬制度とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、公平性を期すために、あらかじめ決められた計算式に則って報酬額を導き出すこととしており、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（代表権のない取締役会長および社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、賞与および株式報酬とする。基本報酬は、固定報酬（業績連動報酬等および非金銭報酬等のいずれでもないもの）および業績連動報酬等により構成し、賞与および株式報酬は業績連動報酬等とする。代表権のない取締役会長および社外取締役の報酬は、基本報酬のみとし、賞与および株式報酬は支給しない。

基本報酬は、個人ごとの年額を算出し月割りで毎月支給し、賞与は、定時株主総会で承認を得た後に年1回支給し、株式報酬は譲渡制限付株式とし、賞与支給が決定した後に年1回株式を付与する。

### b. 基本報酬について

#### a) 代表取締役社長の報酬等の決定に関する方針

代表取締役社長の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、国内同業企業および当社と同規模の国内製造業企業の報酬水準を参考に設定した算定基礎額（「固定報酬算定基礎額」といいます。）に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

業績連動報酬等は、企業経営の評価という意味合いで前年度の親会社の所有者に帰属する当期利益および安全成績の目標値ならびにESGに関する指標に対する達成度合いに応じて算定された額を支給する。

#### b) 代表取締役会長の報酬等の決定に関する方針

代表取締役会長の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、固定報酬算定基礎額に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

業績連動報酬等は、企業経営の評価という意味合いで前年度の親会社の所有者に帰属する当期利益の目標値およびESGに関する指標に対する達成度合いに応じて算定された額を支給する。

#### c) 代表権のない取締役会長および社外取締役の報酬等の決定に関する方針

代表権のない取締役会長および社外取締役の基本報酬は、固定報酬により構成する。

固定報酬の額は、固定報酬算定基礎額に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

また、代表権のない取締役会長または社外取締役が取締役会の議長を兼務する場合は、上記の基本

報酬に加え、あらかじめ定められた固定報酬を加算して支給する。

- d) 役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

役付執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、固定報酬および業績連動報酬等により構成する。

固定報酬の額は、固定報酬算定基礎額に、あらかじめ定められた職位別係数を乗じた額とする。

業績連動報酬等は、職責、部門業績、個人別業績評価およびESGに関する指標に対する達成度合い等を勘案して支給額を決定する。

また、副社長または専務執行役員を兼務する代表取締役および常務執行役員を兼務する取締役には、上記の基本報酬に加え、職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬を加算して支給する。

- e) 執行役員（役付執行役員を除く）を兼務する取締役の報酬等の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役の基本報酬は、その全額を職責等を勘案のうえ、あらかじめ定められた固定報酬とする。

ただし、別に執行役員としての基本報酬を使用人分給与として支給する。

- c. 賞与について

取締役賞与は、代表権のない取締役会長および社外取締役を除く取締役に支給するものとし、当該期の業績について取締役に對して報いるものとして、親会社の所有者に帰属する当期利益が一定の額以上となった場合には、当該期にかかる定時株主総会に提案して審議する。

代表取締役社長、代表取締役会長および執行役員を兼務する取締役の賞与額は、当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算定した基準額に、職位別係数を乗じることによって算定した額の総額とする。

個人別の具体的な支給額は、各取締役の個人別業績評価およびESGに関する指標に対する達成度合い等を反映して決定する。

- d. 株式報酬について

株式報酬は、代表権のない取締役会長および社外取締役を除く取締役に支給するものとし、当該期の業績について取締役に對して報いるものとして、賞与支給決定を条件に取締役会に提案し、株式付与を決定する。

代表取締役社長、代表取締役会長および執行役員を兼務する取締役の株式報酬は、賞与支給額決定と同様の決定方法とする。

- e. 固定報酬と業績連動報酬等に関わる割合の決定方針について

各取締役における固定報酬と業績連動報酬等の割合は、上記各報酬の算定方法に従って決定されるが、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成するガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで、報酬全体として企業価値向上のための適切なインセンティブとなるように決定する。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益が定められた水準に満たない場合は、賞与および株式報酬を支給しないこととする。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬の決定とす

る。具体的な手続としては、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役の具体的な報酬額を、ガバナンス委員会に諮問し、助言を得たうえで決定する。決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁する。

結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認する。

### ③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、取締役の個人別の基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬の株数は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、ガバナンス委員会の助言を受け決定します。

ガバナンス委員会は、基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬の株数、それらの具体的金額および株数の決定方法について代表取締役社長より説明を受け、その内容を踏まえた検討を行った結果、当該報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると確認しました。

取締役会は、ガバナンス委員会による助言の概要および報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであることの確認結果の報告を受け、本報告を踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

## (4) 業績連動報酬等に関する事項

### ① 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および選定の理由

業績指標は、「連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）」、「部門業績（ROCE（使用資本利益率）、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益）」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」および「安全成績（労働災害の件数）」等に加えて、当事業年度からは「環境（GHG排出量（スコープ1、2）削減率等）」、「社会（エンゲージメントスコア等）」、「オペレーショナル・ガバナンス（重大なコンプライアンス違反の件数）」、「ESG第三者機関からの評価（業界水準との比較）」の4つの要素から構成されるESG指標を採用しています。

当該指標を選定した理由は、連結業績（親会社の所有者に帰属する当期利益および税引前当期利益）については、企業経営の評価指標としており長期ビジョンにおいて会社が到達すべき利益目標としているためです。部門業績については、効率性、キャッシュ・フローおよび利益の絶対額という3つの基準でバランスよく評価するためです。中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度については、持続的な企業価値向上の実現のためには、中長期的な視点で着実に計画を遂行していく必要があるためです。安全成績については、鉱山業および製錬業を含む製造業を営む企業として、安全の確保を経営の基本と考えているためです。ESG指標については、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上のためには、環境・社会・ガバナンス（ESG）を重視した経営の推進が必要不可欠と考えるためです。

## ② 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬等の額は、職位別業績連動報酬等の額に個人別業績反映額を加えて算定します。

### a. 職位別業績連動報酬等の額の算定方法

親会社の所有者に帰属する当期利益から基準報酬の算定基礎額を算定し、これに職位別係数を乗じて職位別の業績連動報酬等の額を算定します。基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額は、前期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定し、賞与に係る職位別業績連動報酬等の額は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益を用いて算定します。

基本報酬に係る職位別業績連動報酬等の額＝前期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

賞与に係る職位別業績連動報酬等の額＝当期の親会社の所有者に帰属する当期利益×職位別係数×業績に連動しない一定の係数

### b. 個人別業績反映額の算定方法

代表取締役社長の基本報酬に係る個人別業績反映額については、前期の「全社業績の公表予想値達成度」、「安全成績の達成度」および「ESG指標の達成度」を4：1：1として合計点を算出します。合計点からあらかじめ定められた係数表（本表において税引前当期利益を考慮）により90%から160%までの範囲で個人別業績評価係数を定め個人別業績反映額を算定します。

代表取締役会長の基本報酬に係る個人別業績反映額については、前期の「全社業績の公表予想値達成度」および「ESG指標の達成度」を4：1として合計点を算出し、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

役付執行役員（副社長、専務執行役員および常務執行役員）を兼務する取締役の基本報酬に係る個人別業績反映額については、それぞれ前期の「部門業績の前期比較」、「部門業績の公表予想値達成度」、「中長期的な経営戦略に沿って設定される個人目標の到達度」、「安全成績の達成度」および「ESG指標の達成度」を点数化したうえで、2：4：4：1：1の重み付けをして合計点を算出し、合計点からあらかじめ定められた係数表により90%から130%までの範囲で、上記と同様に個人別業績反映額を算定します。

代表取締役社長の賞与に係る個人別業績反映額については、当期の「全社業績の公表予想値達成度」、「安全成績の達成度」および「ESG指標の達成度」を4：1：1として合計点を算出し、上記の基本報酬と同様に個人別業績反映額を算定します。代表取締役会長の賞与に係る個人別業績反映額については、当期の「全社業績の公表予想値達成度」および「ESG指標の達成度」を4：1として合計点を算出し、上記の基本報酬と同様に個人別業績反映額を算定します。執行役員を兼務する取締役の賞与に係る個人別業績反映額については、それぞれ当期の「部門業績の前期比較」、「部門業績の公表予想値達成度」、「個人目標の到達度」、「安全成績の達成度」および「ESG指標の達成度」に2：4：4：1：1の重み付けをして合計点を算出し、上記の基本報酬と同様に個人別業績反映額を算定します。

基本報酬に係る個人別業績反映額＝職位別の基本報酬×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

賞与に係る個人別業績反映額＝職位別の賞与額×業績に連動しない一定の係数×個人別業績評価係数

譲渡制限付株式報酬に係る業績連動報酬等の額または数の算定方法は賞与と同様となります。

### ③ 業績指標の内容および数値

業績指標の内容		2024年度 目標(百万円) 2024年5月公表予想値	2024年度 実績 (百万円)	達成率(%)
連結業績(親会社の所有者に帰属する当期利益)		56,000	16,487	29
連結業績(税引前当期利益)		91,000	31,383	34
セグメント利益または損失 (△)	資源	84,000	101,836	121
	製錬	18,000	△7,147	—

- (注) 1. 当期に係る取締役の業績連動報酬等(基本報酬)は、前期の業績に連動して支給していますので、前期の業績の実績を記載しており、セグメント利益は、役付執行役員を兼務する取締役の業績連動報酬等の算定に用いた数値のみを記載しています。
2. 前期の資源セグメントに関する部門業績の各指標(ROCE(使用資本利益率)、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益)の達成率の平均は402%でした。
3. 前期の製錬セグメントに関する部門業績の各指標(ROCE(使用資本利益率)、フリーキャッシュ・フローおよびセグメント利益)の達成率の平均は0%でした。

安全成績(2024年暦年の当社グループの国内社員の労働災害の件数)の目標は、重篤災害が0件、全災害が7件以下であり、実績は重篤災害が3件、全災害が22件でした。

## (5) 非金銭報酬等に関する事項

### ① 譲渡制限付株式報酬制度の概要

当社は、当社の取締役(代表権のない取締役会長および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しています。

当社の各事業年度を対象期間(以下「対象期間」といいます。)とするとともに、対象期間中の業績指標およびその目標値が決定され、当該目標値の達成度に応じて算定される額の報酬額の一定割合に相当する数の当社の普通株式が対象取締役に付与されます。

本制度に基づき対象取締役に付与される当社の普通株式には一定の譲渡制限を付すものとし、また、本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、安全成績(労働災害の件数)その他の当社の経営方針を踏まえて決定される指標といたします。

対象期間の終了後、本制度に基づく株式の付与を行う場合、対象取締役が以下の要件を満た

したときに、当社は対象取締役に対して当社の普通株式を付与します。

- ・当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ・その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとしたします（ただし、対象期間の終了後、株式付与前に対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合は、本割当契約に基づく譲渡制限を付さずに当社の普通株式を付与します。）。

- a. 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の付与日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- b. 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- c. 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令または本割当契約の違反その他当社が本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- d. 上記a. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

## ② 株式報酬額の総額および株式数の上限

本制度に基づく対象取締役に対する株式報酬付与のための報酬額の総額は、年額30百万円以内といたします。各取締役への具体的な配分およびその時期については、取締役会の決議に基づき決定することといたします。

また、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年1.5万株以内（※）とします。

※ 本制度が導入された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

## ③ 払込方法

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは現物出資財産の給付を要せずに、または②本制度に基づき対象取締役に対して支給される金

銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとしたします。

#### **(6) 報酬等の内容の決定の委任に関する事項**

取締役会は、代表取締役社長 松本伸弘に対し、各取締役の個人別の基本報酬および賞与の額ならびに株式報酬の株数の決定を委任します。委任する理由は、執行役員を兼務している取締役の個人別の報酬等の額については会社業績および執行役員としての個人別の業績評価に連動させており、当該業績評価のための個人目標の設定およびその到達度の評価を代表取締役社長が各執行役員と面談のうえ行うことから、具体的な報酬額を代表取締役社長が決定することが適すると判断しているためです。また、その他の取締役の個人別の報酬等の額等については執行役員を兼務している取締役等にも適用される固定報酬算定基礎額等を基準としているためです。

なお、代表取締役社長は、具体的金額等の決定に先立ち、ガバナンス委員会において説明し、助言を受けます。そのうえで具体的金額等の決定に際しては、秘書室が稟議書を作成し代表取締役社長が決裁しており、また、その結果については、ガバナンス委員会の委員である取締役会長が確認し、また監査役も確認しています。

#### **(7) 監査役の報酬等の額の具体的な決定手続**

監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定しています。

---

(この事業報告における数値は、単位未満を四捨五入して表示しています。)

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産</b>	
<b>流動資産</b>	
現金および現金同等物	116,768
営業債権およびその他の債権	251,364
その他の金融資産	20,246
棚卸資産	740,474
その他の流動資産	51,759
<b>流動資産合計</b>	<b>1,180,611</b>
<b>非流動資産</b>	
有形固定資産	722,250
無形資産およびのれん	102,746
投資不動産	3,483
持分法で会計処理されている投資	552,796
その他の金融資産	906,380
繰延税金資産	3,103
その他の非流動資産	87,637
<b>非流動資産合計</b>	<b>2,378,395</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,559,006</b>

科目	金額
<b>負債</b>	
<b>流動負債</b>	
営業債務およびその他の債務	308,491
社債および借入金	348,619
その他の金融負債	11,656
未払法人所得税等	34,180
引当金	10,582
その他の流動負債	33,849
<b>流動負債合計</b>	<b>747,377</b>
<b>非流動負債</b>	
社債および借入金	315,197
その他の金融負債	15,712
引当金	40,283
退職給付に係る負債	5,412
繰延税金負債	140,508
その他の非流動負債	2,519
<b>非流動負債合計</b>	<b>519,631</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,267,008</b>
<b>資本</b>	
資本金	93,242
資本剰余金	87,648
自己株式	△52,514
その他の資本の構成要素	482,025
利益剰余金	1,464,434
<b>親会社の所有者に帰属する 持分合計</b>	<b>2,074,835</b>
非支配持分	217,163
<b>資本合計</b>	<b>2,291,998</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>3,559,006</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,741,586
売上原価	△1,467,083
売上総利益	274,503
販売費および一般管理費	△83,302
金融収益	55,674
金融費用	△18,316
持分法による投資損益	40,571
その他の収益	4,571
その他の費用	△18,021
税引前当期利益	255,680
法人所得税費用	△66,941
当期利益	188,739
当期利益の帰属	
親会社の所有者	176,290
非支配持分	12,449
当期利益	188,739

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	<b>(2,407,589)</b>
<b>流動資産</b>	<b>1,120,219</b>
現金および預金	80,406
受取手形	1,569
売掛金	215,472
商品および製品	192,327
仕掛品	201,627
原材料および貯蔵品	82,827
前渡金	75,071
前払費用	2,280
短期貸付金	211,766
未収入金	9,297
その他	53,229
貸倒引当金	△5,652
<b>固定資産</b>	<b>1,287,370</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>182,090</b>
建物	45,113
構築物	28,806
機械および装置	55,830
車両運搬具	606
工具・器具および備品	3,287
鉱業用地	22
一般用地	18,163
建設仮勘定	30,263
<b>無形固定資産</b>	<b>4,286</b>
借地権	83
鉱業権	245
ソフトウェア	2,179
その他	1,779
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,100,994</b>
投資有価証券	287,072
関係会社株式	745,590
出資金	5
関係会社出資金	3,269
長期貸付金	38,893
長期前払費用	2,036
前払年金費用	18,916
その他	5,406
貸倒引当金	△193
<b>資産合計</b>	<b>2,407,589</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	<b>(1,060,923)</b>
<b>流動負債</b>	<b>691,483</b>
買掛金	97,908
短期社債	109,523
短期借入金	95,839
一年内返済予定の長期借入金	86,586
一年内償還予定の社債	10,000
リース債務	19
未払金	71,447
未払費用	13,810
未払法人税等	27,454
前受金	797
預り金	518
関係会社預り金	137,388
賞与引当金	3,278
役員賞与引当金	205
休炉工事引当金	617
事業再編損失引当金	144
環境対策引当金	167
訴訟損失引当金	3,092
解体撤去引当金	7
その他の引当金	850
その他	31,834
<b>固定負債</b>	<b>369,440</b>
社債	55,000
長期借入金	222,852
リース債務	195
繰延税金負債	78,371
金属鉱業等鉱害防止引当金	56
関係会社支援損失引当金	9,300
資産除去債務	1,188
その他	2,478
<b>(純資産の部)</b>	<b>(1,346,666)</b>
<b>株主資本</b>	<b>1,187,038</b>
資本金	93,242
資本剰余金	86,863
資本準備金	86,062
その他資本剰余金	801
<b>利益剰余金</b>	<b>1,059,447</b>
利益準備金	7,455
その他利益剰余金	1,051,992
海外投資等損失積立金	46,364
圧縮記帳積立金	4,274
探鉱積立金	14,692
別途積立金	650,000
繰越利益剰余金	336,662
<b>自己株式</b>	<b>△52,514</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>159,628</b>
その他有価証券評価差額金	152,797
繰延ヘッジ損益	6,831
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,407,589</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,507,208
売上原価	1,319,248
売上総利益	187,960
販売費および一般管理費	54,343
営業利益	133,617
営業外収益	190,094
受取利息	16,610
受取配当金	167,014
為替差益	195
デリバティブ評価益	1,075
受取保証料	961
その他	4,239
営業外費用	23,911
支払利息	18,403
社債利息	798
条件付取得対価評価損	943
原価外償却	1
貸倒引当金繰入額	3
解体撤去引当金繰入額	6
休廃止鉱山維持費	1,359
解体撤去費用	1,009
その他	1,389
経常利益	299,800
特別利益	6,336
固定資産売却益	2,026
投資有価証券売却益	4,259
抱合せ株式消滅差益	51
特別損失	21,609
固定資産売却損	5
固定資産除却損	304
固定資産圧縮損	4
減損損失	3,137
投資有価証券売却損	24
関係会社株式評価損	13,525
関係会社出資金評価損	258
関係会社整理損	44
関係会社支援損	2,200
関係会社支援損失引当金繰入額	1,330
訴訟損失引当金繰入額	778
税引前当期純利益	284,527
法人税、住民税および事業税	37,259
法人税等調整額	1,544
当期純利益	245,724

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

住友金属鉱山株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉 崎 友 泰

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 八 鍬 賢 也

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 手 嶋 健 一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友金属鉱山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

住友金属鉱山株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 崎 友 泰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 八 鍬 賢 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 手 嶋 健 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友金属鉱山株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるもの）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討いたしました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条）について、法令及び企業会計審議会等により公表された基準に準拠し、整備された監査業務の品質管理システムを保持している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の充実が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

住友金属鉱山株式会社	監査役会
常任監査役（常勤）	野 沢 剛 志 ㊟
監 査 役（常勤）	松 下 博 彦 ㊟
監 査 役	若 松 昭 司 ㊟
監 査 役	家 田 嗣 也 ㊟

(注) 監査役若松昭司及び監査役家田嗣也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

 住友金属鉱山